

議第296号

京都市過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の策定
について

京都市過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）を別添のとおり
定める。

平成22年11月18日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

提案理由

京都市過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）を策定する必要
があるので提案する。

京都市過疎地域自立促進計画

(平成22年度～平成27年度)

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	京北地域の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	4
(3)	行財政の状況	10
(4)	地域の自立促進の基本方針	14
(5)	計画期間	16
2	産業の振興	17
3	交通通信体系の整備, 情報化及び地域間交流の促進	25
4	生活環境の整備	29
5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	32
6	医療の確保	36
7	教育の振興	37
8	地域文化の振興等	40
9	集落の整備	41
10	その他地域の自立促進に関し必要な事項	42
	*事業計画	43

1 基本的な事項

(1) 京北地域の概況

ア 自然的、歴史的、社会的及び経済的諸条件の概要

京北地域（旧京北町の区域をいう。以下同じ。）は、京都市の北部に位置しており、西及び北は南丹市と接し、また、その総面積の93パーセントを山林が占める、豊かな森林と清流などの良好な自然環境に恵まれた地域である。

京北地域は、平安京遷都以来、明治2年まで山国地域を中心とした桂川流域が禁裏御料地とされ、御所造営に係る木材供給地であったことなど、古くから京都市域との歴史及び文化のつながりが深い地域であり、当時をしのぶ遺跡や文化財等歴史的な名跡を数多く残している。中でも、常照皇寺などの名さつをはじめ、明治維新の際の山国隊の軍樂など、優れた歴史的文化遺産が現存し、今も受け継がれている。

旧京北町は、昭和30年3月1日に、それまでの周山町、細野村、宇津村、山国村、黒田村及び弓削村の1町5村が合併して発足した。その後、昭和32年4月1日には旧黒田村広河原地域が京都市に編入される町域の変更があった。

平成17年4月1日に、旧京北町は京都市に編入されたが、これは、全国的に市町村合併の機運が高まる中、旧京北町において合併に対する住民説明会を開催したところ、住民にとり、京都市は、歴史及び文化のつながりがあることや、約半世紀前の昭和の大合併の際にも京都市への編入合併を指向した経過があること、通勤、通学等の状況から見て日常生活圏が既に一体化していることなどから、京都市との合併が望ましいとする意見が多数出されたことを契機としたものである。

京北地域は、丹波高原の中にあつて、急しゅんな山々に囲まれた地域であるが、住民の生活は、主に、桂川及びその支流等を開けた平野部を中心に営まれている。大小63の集落が存在するが、中心となる集落群でも300戸に満たず、他の集落の大部分は小規模であり、各集落は全域に散在している。

京北地域における交通道路網は、地域を南北に縦断する国道162号及び東西に横断する国道477号が中心になっているが、これらの国道は、山間部にあるため、狭あい、急こう配かつ曲線の箇所が多く、冬季には積雪による影響などもあり、通勤、通学、通院等に利用するうえで、市街地への交通の利便性が良いとは言い難い状況にあるため、これらの国道の早急な整備が望まれている。また、集落間の通行については、散在した各集落間の円滑な移動のために整備が必要とされている。

京北地域の産業は、古くから、杉、ひのき等の豊かな森林資源を活用した、全国的にも有名な木材関連産業並びに米及び軟弱野菜を中心とした近郊農業によりその基盤が築

かれている。また、生活必需品を中心とした商業や建設業等が見られるが、昨今の経済情勢も相まって、低迷している状況が続いている。

一方、近年は都市部への通勤圏としての位置付けが大きくなってきており、これにより地域外からの所得移入の増加が期待される状況である。

このように京北地域の経済は、地域内の産業活動により生じる所得と地域外からの給与所得等の両方により支えられているが、基幹産業である農林業の不振による地域経済への影響は大きく、また、これに伴い労働力も流出するなど、地域にとっては厳しい状況にある。しかし、京都市との合併により、京北地域にとって、地域のイメージアップや地場産業の振興等の効果が表れており、今後は京北の地域資源を生かした更なる活性化が期待される。

○京北地域の自然的条件の概況

京北地域	面積	東西	南北	周囲
	217.68 km ²	17.7 km	21.7 km	85.82 km

右京区役所 京北出張所	所在地	東経	北緯
	京都市右京区京北周山町 上寺田1番地の1	135度38分12秒	35度9分8秒
	海拔	京都市役所からの距離	右京区役所京北出張所からの最遠集落
	210 m	31.7 km	芹生 21.0 km

○京北地域の山岳

(単位：m)

名称	標高
地藏山	948
竜ヶ岳	924
愛宕山	891
品谷山	881
ソトバ山	806

※ 標高 800 m 以上の山岳について掲載

○京北地域の河川

(単位：km)

名 称	流路延長	上 流 端
桂 川	28.97	京都市左京区広河原
細 野 川	16.69	京都市右京区京北細野町見通
弓 削 川	10.42	京都市右京区京北上弓削町千谷口
明 石 川	6.76	京都市右京区京北漆谷町二河

※ 流路延長 5 km 以上の河川について掲載

イ 過疎の状況

京北地域の人口は、昭和30年の町発足当時には10,582人であり、また、5年後の昭和35年には10,194人となっており、国勢調査で10,000人規模の人口を確保していたのは、この2回の調査年のみであった。その後、減少を続け、平成7年には、7,080人となり、昭和35年からの35年間で30パーセント以上の人口が減少しており、過疎地域の要件の一つである人口減少率（30パーセント以上）を上回った。また、平成17年には、6,257人となり、昭和30年からの50年間で約40パーセントの人口が減少している。特に、高度経済成長期には、京北地域をはじめとする農山村から都市部に向けて大きな人口移動が起こり、若年層を中心とした町外への人口の流出が加速することとなった。

昭和50年代以降には、人口減少の度合いは鈍化したものの、若年層の流出は依然として減少せず、高校や大学を卒業した若者が地域外に職を求め、そのまま定住するといった事態が進んだため、残された世代は高齢化が進み、このような現象が、人口減少のみならず、地域の活力を更に低下させる要因となっている。

これらに対処するため、旧京北町においては、過疎地域対策緊急措置法の地域指定（昭和45年）、過疎地域振興特別措置法の地域指定（昭和55年）、過疎地域活性化特別措置法の地域指定（平成2年）及び過疎地域自立促進特別措置法の地域指定（平成12年）を受けて、過疎対策の基盤となる道路網をはじめ教育環境、生活環境、医療環境等の社会資本の整備や町の経済基盤である農林業の振興施策の拡充に努めてきた。平成17年に旧京北町は京都市と合併したが、過疎地域自立促進特別措置法に定められた経過措置により、京北地域は引き続き過疎地域の指定を受け、各種施策を講じてきた。

しかしながら、今後、高齢化の一層の進行や農林業の低迷などにより、農山村と都市部との更なる地域格差が生じ、その結果、農山村における人離れ、活力の低下がますます進むことが懸念される。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性及び社会経済発展の方向の概要

京北地域の基幹産業は、農林業をはじめとする第一次産業であるが、産業別の就業構造を見ると、昭和35年には、第一次産業就業者数が全体の半数以上を占めていたが、昭和45年には半数を切り、昭和60年には24.0パーセント、平成2年には19.1パーセント、平成7年には17.7パーセント、平成12年には16.3パーセント、平成17年には15.1パーセントとなっている。これは、農林業自体の低迷に伴う所得の低下等により若年層が流出し、一方で新たな担い手が確保されないまま、高齢化等により就業者の減少が進んだ結果などによるものと考えられる。

このように、就業構造から言えば、表面的には、第一次産業中心から第二次及び第三次産業中心に移行してきているが、現在でも京北地域における製造業のうち磨丸太製造業がかなりの比重を占めており、林業及び木材関連産業に依存した経済構造は今も続いている。第二次産業の就業人口は昭和40年から昭和50年までの高度経済成長期にはその比重が大きく増加したが、全国的な傾向が示すように、第三次産業の就業人口が伸張する反面、第二次産業の就業人口は平成2年以降、減少傾向にある。

このような状況であるが、京北地域は、都市部に近接していることから、他の過疎地域と比べても立地条件が良いと言え、このため都市部への通勤圏として、また、今後の整備状況によっては産業の立地が促進される地域として可能性を秘めており、これらの優位性を引き出すような施策の実施が今後の大きな課題である。

(2) 人口及び産業の推移と動向

平成17年国勢調査では、京北地域の人口は6,257人、世帯数は2,111世帯となっている。国勢調査では、昭和35年から平成17年までの45年間で、3,937人減少し、その減少率は38.6パーセントとなり、中でも0歳から14歳までの人口については2,507人減少し、その減少率は76.8パーセントと最も大幅な減少を示し、次いで、15歳から29歳までの人口は1,459人減少し、その減少率は68.8パーセントとなっている。

また、15歳から64歳までの人口の減少率は44.9パーセントであるのに対し、65歳以上の高齢者層については、その増加率は155.2パーセントとなっており、若年層の大幅な減少と高齢化の進展を顕著に示している。

さらに、男女の構成比では、昭和40年以降今日に至るまで、女子人口が男子人口を上回る状況であるが、この傾向は特に高齢者層に強く、反面、結婚適齢期である年齢層では、この状況は逆転し、男子人口が上回っている。

一方、産業構造面から見ると、前述したように基幹産業である農林業が依然として低迷状態にあり、第一次産業の就業人口は減少傾向が続いている。

○京都市

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分		昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年
総 数	実数 (人)	1,284,789	1,365,007	1,419,165	1,461,059	1,473,065
	増減率 (%)	—	6.2	4.0	3.0	0.8
0～14歳	実数 (人)	307,874	271,311	287,573	316,294	309,970
	増減率 (%)	—	△11.9	6.0	10.0	△2.0
15～64歳	実数 (人)	904,162	1,007,016	1,025,582	1,013,952	1,009,844
	増減率 (%)	—	11.4	1.8	△1.1	△0.4
	うち15～29歳 実数 (人) (a)	414,261	466,422	457,295	415,384	364,370
	増減率 (%)	—	12.6	△2.0	△9.2	△12.3
65歳以上 (b)	実数 (人)	72,753	86,680	106,010	129,919	153,107
	増減率 (%)	—	19.1	22.3	22.6	17.9
(a) / 総数 若年者比率 (%)		32.2	34.2	32.2	28.4	24.7
(b) / 総数 高齢者比率 (%)		5.7	6.4	7.5	8.9	10.4

区 分		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総 数	実数 (人)	1,479,218	1,461,103	1,463,822	1,467,785	1,474,811
	増減率 (%)	0.4	△1.2	0.2	0.3	0.5
0～14歳	実数 (人)	282,809	231,463	200,258	185,896	177,315
	増減率 (%)	△8.8	△18.2	△13.5	△7.2	△4.6
15～64歳	実数 (人)	1,027,331	1,037,706	1,040,625	1,015,509	990,446
	増減率 (%)	1.7	1.0	0.3	△2.4	△2.5
	うち15～29歳 実数 (人) (a)	361,249	377,105	377,383	348,575	307,098
	増減率 (%)	△0.9	4.4	0.1	△7.6	△11.9
65歳以上 (b)	実数 (人)	168,417	184,959	213,403	252,963	292,927
	増減率 (%)	10.0	9.8	15.4	18.5	15.8
(a) / 総数 若年者比率 (%)		24.4	25.8	25.8	23.8	20.8
(b) / 総数 高齢者比率 (%)		11.4	12.7	14.6	17.2	19.9

※ 総数には年齢不詳を含む。

表1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区 分	平成12年 3月31日		平成17年 3月31日		
	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)
総 数	1,388,786	—	1,385,401	—	△0.2
男	668,005	48.1	662,105	47.8	△0.9
女	720,731	51.9	723,296	52.2	0.4
区 分	平成21年 3月31日				
	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)		
総 数	1,380,687	—	△0.3		
男	657,837	47.6	△0.6		
女	722,850	52.4	△0.1		

○京北地域

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分		昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年
総 数	実数 (人)	10,194	9,152	8,211	7,774	7,312
	増減率 (%)	—	△10.2	△10.3	△5.3	△5.9
0～14歳	実数 (人)	3,264	2,587	1,960	1,635	1,423
	増減率 (%)	—	△20.7	△24.2	△16.6	△13.0
15～64歳	実数 (人)	6,097	5,701	5,313	5,081	4,726
	増減率 (%)	—	△6.5	△6.8	△4.4	△7.0
	うち15～29歳 実数 (人) (a)	2,121	1,840	1,588	1,475	1,206
	増減率 (%)	—	△13.3	△13.7	△7.1	△18.2
65歳以上 (b)	実数 (人)	833	864	938	1,058	1,163
	増減率 (%)	—	3.7	8.6	12.8	9.9
(a) / 総数 若年者比率 (%)		20.8	20.1	19.3	19.0	16.5
(b) / 総数 高齢者比率 (%)		8.2	9.4	11.4	13.6	15.9

区 分		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総 数	実数 (人)	7,184	7,087	7,080	6,686	6,257
	増減率 (%)	△1.8	△1.4	△0.1	△5.6	△6.4
0~14歳	実数 (人)	1,302	1,212	1,172	964	757
	増減率 (%)	△8.5	△6.9	△3.3	△17.8	△21.5
15~64歳	実数 (人)	4,558	4,331	4,097	3,684	3,358
	増減率 (%)	△3.6	△5.0	△5.4	△10.1	△8.8
	うち15~29歳 実数 (人) (a)	1,047	944	915	782	662
	増減率 (%)	△13.2	△9.8	△3.1	△14.5	△15.3
65歳以上 (b)	実数 (人)	1,324	1,544	1,811	2,036	2,126
	増減率 (%)	13.8	16.6	17.3	12.4	4.4
(a) / 総数 若年者比率 (%)		14.6	13.3	12.9	11.7	10.6
(b) / 総数 高齢者比率 (%)		18.4	21.8	25.6	30.5	34.0

※ 総数には年齢不詳を含む。

表1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日		
	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)
総 数	7,116	—	6,671	—	△6.3
男	3,475	48.8	3,232	48.4	△7.0
女	3,461	51.2	3,439	51.6	△0.6
区 分	平成21年3月31日				
	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)		
総 数	6,212	—	△6.9		
男	2,987	48.1	△7.6		
女	3,225	51.9	△6.2		

○京都市

表1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数 (人)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総 数	578,343	664,651	14.9	692,249	4.2	681,961	△1.5
第一次産業 就業人口比率	3.4%	2.4%	—	1.7%	—	1.5%	—
第二次産業 就業人口比率	41.3%	41.5%	—	39.8%	—	36.4%	—
第三次産業 就業人口比率	55.3%	56.1%	—	58.3%	—	61.6%	—

区 分	昭和55年		昭和60年		平成2年	
	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総 数	685,386	0.5	693,642	1.2	718,706	3.6
第一次産業 就業人口比率	1.3%	—	1.2%	—	0.9%	—
第二次産業 就業人口比率	33.9%	—	31.8%	—	31.0%	—
第三次産業 就業人口比率	64.6%	—	66.4%	—	66.0%	—

区 分	平成7年		平成12年		平成17年	
	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総 数	727,880	1.3	694,650	4.6	688,268	△0.9
第一次産業 就業人口比率	0.9%	—	0.8%	—	0.9%	—
第二次産業 就業人口比率	27.9%	—	26.0%	—	22.6%	—
第三次産業 就業人口比率	69.0%	—	70.5%	—	73.2%	—

○京北地域

表1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数 (人)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総 数	5,291	4,571	△13.6	4,611	0.9	4,145	△10.1
第一次産業 就業人口比率	56.5%	55.4%	—	48.8%	—	33.9%	—
第二次産業 就業人口比率	13.6%	13.0%	—	19.7%	—	29.1%	—
第三次産業 就業人口比率	29.9%	31.6%	—	31.5%	—	36.8%	—

区 分	昭和55年		昭和60年		平成2年	
	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総 数	3,831	△7.6	3,572	△6.8	3,401	△4.8
第一次産業 就業人口比率	27.9%	—	24.0%	—	19.1%	—
第二次産業 就業人口比率	30.9%	—	30.3%	—	31.5%	—
第三次産業 就業人口比率	41.2%	—	45.7%	—	48.5%	—

区 分	平成7年		平成12年		平成17年	
	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総 数	3,411	0.3	3,095	△9.3	2,884	△6.8
第一次産業 就業人口比率	17.7%	—	16.3%	—	15.1%	—
第二次産業 就業人口比率	29.5%	—	25.9%	—	23.9%	—
第三次産業 就業人口比率	52.5%	—	57.3%	—	57.5%	—

(3) 行財政の状況

旧京北町の総面積は、217.68平方キロメートルと極めて広大であるうえ（（参考）1平方キロメートル当たりの人口密度30.7人（平成12年））、集落も地域全体に散在していることから、行政効率は必ずしも良いとは言えない状況であった。

また、旧京北町の財政規模は、平成15年度で約58億円（普通会計決算）であり、財政力指数は、昭和45年度以降、0.30を割り込み、平成8年度から平成10年度までの3箇年平均の数値は0.24、平成13年度から平成15年度までの3箇年平均の数値は0.23と過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域の要件の一つである財政力指数の基準値（0.42）を大きく下回っている。特に自主財源としての町税は、歳入構成の11.1パーセント（平成15年度普通会計決算）を占めるに過ぎず、歳入のほとんどが地方交付税、補助金等の依存財源によって賄われている状態であった。

一方、歳出については、公債費負担比率が23.2パーセント（平成15年度普通会計決算）と高く公債費が義務的経費の約4割を占めているが、これは主に財政的に有利な過疎対策事業債（充当率100パーセント（原則）、元利償還金の70パーセントを交付税措置）等の活用を行ってきたためである。

次に、公共施設の整備状況であるが、町道をはじめとする道路網の整備については、一定の水準まで整備がなされている。また、簡易水道についても、ほぼ充足の域に達している。しかし、施設の老朽化や生活様式の変化に伴う使用水量の増加により、安定した給水の確保が課題となっている。下水処理対策については、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の建設工事が既に完了し、合併処理浄化槽設置整備事業と併せて3つの手法により、京北地域の水洗化を進めてきた。さらに、学校教育施設については、学齢人口の減少に対応し、適正規模での学校運営を図るため、平成11年4月に小学校を6校から3校に統合し、施設整備に努めてきた。

なお、その他施設については、産業振興のための基盤施設等の整備など、地域の自立促進を図るうえで、取り組まねばならない課題は多い。

○京都市

表1—2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成12年度	平成15年度	平成17年度	平成20年度
歳入総額A	702,130,786	674,555,883	681,057,631	735,852,839
一般財源	415,685,287	368,788,718	382,078,193	363,536,062
国庫支出金	88,587,483	95,714,493	98,287,090	91,708,653
都道府県支出金	9,695,052	10,109,534	13,743,585	20,029,244
地方債	70,909,000	84,790,300	73,584,300	81,593,300
うち過疎債			348,000	206,000
その他	117,253,964	115,152,838	113,364,463	178,985,580
歳出総額B	689,162,382	663,831,884	672,032,318	734,219,808
義務的経費	329,458,807	349,364,263	345,795,494	352,953,037
投資的経費	132,309,366	88,821,729	83,184,289	76,461,752
うち普通建設事業	132,179,994	88,734,663	82,844,961	76,404,953
その他	227,394,209	225,645,892	242,691,125	304,312,202
過疎対策事業費			361,410	492,817
歳入歳出差引額C (A - B)	12,968,404	10,723,999	9,025,313	1,633,031
翌年度へ繰り越すべき財源D	12,849,172	12,229,511	8,763,852	4,748,962
実質収支 (C - D)	119,232	△1,505,512	261,461	△3,115,931
財政力指数	0.673	0.667	0.673	0.751
公債費負担比率 (%)	17.4	20.1	17.4	18.1
実質公債費比率 (%)			18.0	12.0
起債制限比率 (%)	13.0	13.4	12.1	11.3
経常収支比率 (%)	92.6	95.9	93.5	97.0
将来負担比率 (%)				240.0
地方債現在高	962,713,874	1,010,593,651	1,065,262,917	1,128,798,257

※ 地方財政状況調記載要領準拠

○旧京北町

表1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成12年度	平成15年度
歳入総額A	6,271,368	5,795,238
一般財源	3,583,324	3,063,472
国庫支出金	340,337	472,679
都道府県支出金	560,612	338,415
地方債	887,918	1,253,400
うち過疎債	392,628	497,300
その他	899,177	667,272
歳出総額B	6,112,037	5,594,944
義務的経費	1,883,983	2,018,585
投資的経費	1,683,729	863,248
うち普通建設事業	1,680,149	848,166
その他	1,742,197	1,649,288
過疎対策事業費	802,128	1,063,823
歳入歳出差引額C (A - B)	159,331	200,294
翌年度へ繰り越すべき財源D	13,325	35,852
実質収支 (C - D)	146,006	164,442
財政力指数	0.230	0.231
公債費負担比率 (%)	20.1	23.2
起債制限比率 (%)	13.2	14.5
経常収支比率 (%)	88.7	92.7
地方債現在高	6,956,466	7,605,793

※ 地方財政状況調記載要領準拠

○京都市

表1—2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成14年度末	平成20年度末
市町村道 (m)	3,504,869	2,585,127	2,697,502	2,710,735	2,923,402
改良率 (%)	41.1	49.8	53.3	53.7	55.4
舗装率 (%)	64.4	84.0	86.6	86.9	87.3
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	30.9	29.9	35.4	37.9	38.0
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	5.0	6.3	7.3	7.3	8.0
水道普及率 (%)	98.4	99.6	99.7	99.8	99.8
水洗化率 (%)	—	88.9	100.0	100.0	100.0
人口千人当たり病院 診療所の病床数 (床)	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5

※ 公共施設状況調記載要領準拠

○旧京北町

表1—2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成14年度末
市町村道 (m)	248,928	260,419	241,581	252,859	254,707
改良率 (%)	0.2	9.6	20.2	30.3	31.8
舗装率 (%)	1.8	27.1	42.0	48.4	49.3
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	22.7	100.5	77.3	61.1	66.7
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	13.6	13.3	21.6	24.2	24.8
水道普及率 (%)	74.9	97.4	99.7	99.8	99.8
水洗化率 (%)	—	—	2.8	25.4	42.8
人口千人当たり病院 診療所の病床数 (床)	4.4	8.9	8.9	9.4	9.7

※ 公共施設状況調記載要領準拠

(4) 地域の自立促進の基本方針

京北地域においては、「京都市過疎地域自立促進計画」及び「京都市・京北町合併建設計画」に基づき、道路、水道、情報通信施設等の都市基盤の整備や農林業の振興施策が着実に進められてきたものの、人口減少や高齢化に歯止めがかからず、依然として主要産業である農林業及び木材関連産業も、昨今の経済情勢等により厳しい状況が続いている。

一方、京都市が、地球環境に暮らしが豊かに調和する「環境共生と低炭素のまち」を未来像に掲げ、その一環として「木の文化を大切にすまち」を目指す中であって、京北地域の豊かな自然と、その中で育まれた文化、産業、生活等は、新たな価値を創造する可能性を秘めている。

そうした京北地域の豊かな自然を守り、地域の活力を生み出すためには、農林業の安定的かつ持続的な発展が必要不可欠である。農業については、引き続き都市部からの道路網の整備を推進することにより、市内中心部の近郊地としての立地条件を生かす中で、「地産地消」への取組や都市と農山村の相互交流の促進を図っていく必要がある。林業については、他の北部山間地域と一体となって、木材需要の創出、作業の効率化、担い手の確保等に引き続き取り組むとともに、環境にやさしい木質資源（森林バイオマス）の普及促進や森林の持つ多面的価値を生かした新たな取組が期待される。

また、昨今の自然志向や滞在型余暇の拡大に着目し、京北地域の豊かな自然環境やその中で育まれた歴史、文化、産業等を複合的に組み合わせた観光事業や情報発信を展開していくことも、地域の活力につながるものと考えられる。

そうした活性化の取組と合わせて、地域住民が、高齢化や人口減少が進む中であっても安心して住み続けられるよう、移動手段的確保や消防・水道設備の整備等にも着実に取り組む必要がある。

地域の自立を促進するためには、地域の住民や事業者等が主体的に地域のあり方を考え、課題解決に取り組むことが大切である。京北地域には強固な住民自治組織や地域と深く結びついた農林事業者、NPO等が存在する。各種取組を進めるにあたっては、住民、事業者、NPO、大学、行政等が連携、協働して進めることが、地域全体の活性化につながるものと考えられる。

本計画については、「京都市・京北町合併建設計画」に掲げるまちづくりの目標の実現に向けた京北地域内での取組を掲げるものであるが、新しい京都市基本計画及び右京区基本計画等の中にも京北地域に関わる方針や施策が含まれることから、それらも踏まえた総合的かつ計画的なまちづくりを進め、「京都の中の京北」として一体的な発展を目指す。

なお、他の本市北部山間地域についても、「京都市・京北町合併建設計画」の実施等により、地域の活性化に向けた取組を進めていく。

〈参考：京都市・京北町合併建設計画で掲げた「まちづくりの目標」〉

① 安らぎのあるくらしの実現

ア ひとりひとりが支え、支えられるまちづくり

保健・医療・福祉などくらしの基盤となるサービスを維持，充実させることで，子どもを安心して産み育て，また，高齢者も住み慣れた地域で生活し続けられるなど，すべての住民が心身ともに健やかにくらせるまちを目指します。

イ だれもが安心してくらせるまちづくり

豊かな自然環境の保全に努め，環境への負担の少ないまちづくりを目指します。
また，住民の日々のくらしの場を安全にするため，防災機能を強化するとともに，災害に強いひとづくり・組織づくりを進めます。

ウ ゆとりと潤いのある学習環境づくり

自然が豊かな京北地域を自然体験や農林業体験等の学習資源として活用するなど，21世紀を担う子どもたちの，自然をいつくしむ心やたくましさを養うための取組を進めます。

また，貴重な歴史，文化など豊富な学習資源に恵まれた地域の特性を生かし，住民の生涯学習ニーズにこたえる創造的な学びの機会・場・仕組みづくりを進めます。

② 華やぎのあるまちの実現

ア 魅力あふれるまちづくり

地域の個性や自然・歴史的条件を十分に考慮して，景観や緑地の保全と向上に努めるとともに，住民の美化活動を支援するなど，美しいまちの実現を目指します。

イ 活力あふれるまちづくり

農林地を緑の空間として保全するとともに，多様な担い手の育成や農林地の持つ多面的機能を生かしたひとづくり，まちづくりを進め，「地産地消」への取組や都市と農山村の相互交流の促進を図るなど，住民に身近で環境に優しい農林業の推進を図ります。

また、京北地域の豊かな自然環境や歴史、文化資源を観光資源として活用するなど、環境に優しい観光都市づくりを進めます。

ウ くらしとまちを支える基盤づくり

住民が快適に安心して生活でき、かつ、個性と魅力あふれるまちづくりを進めるため、地域を、住民が自然と触れ合う中で心の豊かさを味わえる場と位置付け、都市部との交流、連携を強め、地域の活性化を図ります。

そのために、都市部との道路アクセスの整備を推進するなど、居住環境の向上を図り、良好な地域環境を育むことを目指します。

(5) 計画期間

この計画は、平成22年度から平成27年度までの6箇年間とする。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

京北地域の農業は、山村特有の狭あいな土地条件の下に営まれている。また、大半の農家が兼業農家であり、1農家当たりの経営規模も50アールに満たない零細な経営形態となっている。

これまでから経営規模の拡大と経営の合理化を進めるため、ほ場整備事業を推進しており、整備が可能な区域については完了している。

地域の基幹作物は水稲であるが、ブランド京野菜のみず菜、伏見とうがらし、京こかぶ、紫ずきんの生産も盛んであり、平成17年の京都市との合併を契機として、葉とうがらしの「京唐菜」、小型トマトの「京あかね」、「京てまり」等の新京野菜の生産が活発化している。

一方、最近の米生産を取り巻く情勢は、米の消費の低下等により、依然として厳しく、地域農業所得の確保のために、多様な農産物生産体系の構築、農産加工品の生産拡大等の高付加価値型農業の展開が重要となってきている。

農業経営については、農産物価格の低迷と相まって後継者不足や高齢化の問題がより顕著になってきており、将来にわたって農業や農地の維持保全を図るには、一層の経営合理化と作付けの集団化を推し進めるとともに、受け皿となるべき集落等営農体制の強化、後継者の育成及び新規就農者の確保・育成が急務となっている。

(経営規模別農家戸数の推移)

(単位：戸)

	計	販 売 農 家					自給的農家
		0.3～0.5 ha	0.5～1.0 ha	1.0～1.5 ha	1.5 ha以上	例外規定	
平成7年	963	298	232	37	17	1	378
平成12年	921	258	212	41	19	1	390
平成17年	857	203	189	41	22	3	399

資料：京都府統計書（各年2月1日現在）

(専業兼業別農家戸数の推移)

(単位：戸)

	計	専業	兼業	
			農業が主	農業が従
平成7年	963	54	56	853
平成12年	921	66	26	829
平成17年	857	79	37	741

資料：京都府統計書（各年2月1日現在）

(農家人口（従事区分）の推移)

(単位：人・%)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年
自家農業だけに従事（構成比）	635（25.7）	640（28.4）	404（22.0）
自家農業が主（構成比）	95（3.8）	66（2.9）	225（12.2）
他の仕事が主（構成比）	1,740（70.5）	1,545（68.7）	1,209（65.8）
計（構成比）	2,468（100.0）	2,251（100.0）	1,838（100.0）

資料：京都府統計書（各年2月1日現在）

イ 林業

京北地域は、地域の93パーセントを占める20,253ヘクタールの森林を抱えており、この豊かな森林資源を背景に隣接する北山地域や南丹市と合わせて京都府内でも有数の林業地帯を形成している。

京北地域の林業は、平安時代に御杣御料地として指定され、新都造営材の供給地となって以来の伝統を有し、豊かな林地、気象条件等の自然的特質を生かし、スギの中径材や大径材、ヒノキの小径材や中径材などの素材生産から磨丸太や桁丸太の北山丸太材生産に至る多種多様な育林体系により営まれてきている。特に、スギについては、その適地として優良材の生産が行われてきた。個々の林家等は、これら育林体系を複合的に組み合わせた林業生産活動を行っており、育林、生産、加工販売等に関して高い水準の技能及び知識を有している。

しかし、近年の林業は、木材需要の変化による価格の低迷や施業コストの増大のほか、担い手の高齢化、後継者等新規参入の不足等もあり、これまでから受け継がれてきた優良材の生産が停滞している状況である。

その一方で近年、森林・林業の果たす多面的な役割が見直されており、特に地球温暖化防止の観点から、森林の活性化や低炭素の循環型社会を実現する木質資源（森林バイオマス）の利用推進が求められている。

(森林経営形態面積)

(単位：ha)

	総面積	国	府	緑資源 機構	町 (市)	財産区	慣行 共有	会社	社寺	森林 組合	私有地
平成10年	20,243	69	39	292	41	292	2,285	758	241	12	16,214
平成15年	20,253	73	85	331	330	441	2,068	807	319	45	15,754
平成17年	20,253	73	85	323	330	436	2,079	816	337	40	15,734

資料：北桑の林業統計及び京都府林業統計（各年3月31日現在）

(従事日数別労働者数)

(単位：人)

	総数	30～59日	60～149日	150～239日	240日以上
平成10年	355	77	141	112	25
平成15年	256	33	103	85	35
平成17年	262	41	87	78	56

資料：北桑の林業統計及び京都府林業統計（各年3月31日現在）

(年齢階層別労働者数)

(単位：人)

	総数	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
平成10年	355	1	8	24	23	39	148	112
平成15年	256	0	12	23	20	37	102	62
平成17年	262	1	16	26	28	44	89	58

資料：北桑の林業統計及び京都府林業統計（各年3月31日現在）

(林道網の状況)

	総数		自動車道		その他	
	路線数	延長(m)	路線数	延長(m)	路線数	延長(m)
平成10年	81	123,401	76	116,391	5	7,010
平成15年	86	128,578	82	124,843	4	3,735
平成17年	83	107,307	80	103,702	3	3,605

資料：北桑の林業統計及び京北町林道台帳（各年3月31日現在）

ウ 水産業

漁業協同組合によるアユ等の放流事業を中心に水産業の振興が図られている。上桂川の本支流ではアユの友釣り等によるにぎわいが見られるが、漁業所得のみで生計を立てるのは極めて困難な状況である。また、釣り客等を受け入れる各種施設やサービス等が十分でなく、遊漁者数は増加していない。

エ 商工業

京北地域における製造業については、事業所数、製造品出荷額共に減少傾向にあり、昨今の経済状況も相まって低迷している状況にある。また、1事業所当たりの従業員規模は4人程度であり、零細な経営形態が多いため、経済状況や市場動向に影響されやすく、製造業は、極めて不安定な状況にある。

また、商業についても、製造業と同様、事業所数が減少しているとともに、商品販売額についても大幅に減少しており、地域商業の規模が徐々に縮小してきている状況にある。これは、過疎化の進行により消費者数が減少しているうえ、消費行動の多様化も相まって、購買力が市内都心部及び府南丹地域に多く流出しているためと考えられる。1事業所当たりの従業員規模についても、製造業と同様、4人程度であり、零細な経営形態が多い。

(製造業に係る事業所数等の推移)

	事業所数	従業者数	製造品出荷額等(万円)
平成10年	85	434	439,799
平成15年	69	317	294,004
平成20年	63	264	280,569

資料：工業統計調査（各年12月31日現在）

(商業に係る事業所数等の推移)

	事業所数	従業者数	商品販売額(万円)
平成9年	101	307	671,363
平成14年	85	359	419,459
平成19年	75	283	379,327

資料：商業統計調査（各年6月1日現在）

オ 観光及びレクリエーション

京北地域は、豊かな自然環境に恵まれ、また、貴重な歴史や文化を有する地域であり、さらには都市近郊にあることから、観光及びレクリエーションの立地という点では、可能性を秘めた地域であるといえる。

現在、京北地域に経済効果をもたらす観光資源は、地域産業資源としての北山杉、栗尾峠の展望等の景勝地、上桂川のアユ漁、常照皇寺等の史跡名勝等があり、レクリエーション施設としては宇津峡公園、京北森林公園等がある。

さらに、平成22年3月には京都の山々を歩くハイキングコースとして観光客にも人気の高い「京都一周トレイル」の新たなコースとして、京北地域を巡る「京北コース」(全長40.9km)が開設された。

今後はこれらの観光資源のPRに努めるとともに、訪れる観光客の利便性を高める取組が必要である。

(2) その対策

ア 農業

ほ場整備事業の完成により、優良農地の整備、農業経営の合理化等の条件は一定整ってきている。これに合わせて、集落を中心とした集団的かつ計画的な営農体制の強化や作業受委託の促進等の農業経営の合理化を引き続き図っていく。また、後継者不足や担い手の高齢化の進行等に対応するため、後継者の育成、新規就農者の確保・育成、青壮年組織、女性グループ等の営農組織の育成及び活動の強化等を図り、地域農業の多様な担い手の育成に努める。

また、農業生産基盤の整備の一環として、老朽化した一部かんがい施設の修築を行う。

当地域においては、これまでから伏見とうがらし、みず菜等のブランド京野菜に加えて、葉とうがらしの「京唐菜」及び小型トマトの「京あかね」、「京てまり」の新京野菜の栽培が行われ、高付加価値型農業への転換の取組が進められてきている。今後、一層の展開を図るため、パイプハウス等の園芸施設の整備を行い、新京野菜の一つである「京ラフラン(だいこん×キャベツの異なる属間から生まれた新しい野菜)」の産地拡大を進め、平成21年度に整備した京都市地域特産物需要拡大センター(道の駅・ウッディー京北)を中心とした販売活動を展開するとともに、農山村を感じる新たな農産加工品の開発や販売活動の強化など、農商工連携や六次産業化(※)の取組を推進することにより、農業所得の向上を目指す。このほか、近年多発する鳥獣等による農作物被害の軽減を図るため、防除柵の設置等の被害防止対策を推進する。

また、都市部の住民の農業や農村への理解の促進を図るため、地域交流イベントや直販等の拡充に努めるとともに、「道の駅・ウッディー京北」を、都市住民、観光客との交流や地域特産物の販売、情報発信等を行う拠点施設として位置付け、地域の活性化を図る。

このように、生産者と消費者の交流や市場関係者との連携を通じて、生産者の顔が見え消費者も安心して購入できる農産物の流通体制づくりを進める。

さらに、近年の自然志向や安全志向の高まりに対応するため、生産者の理解を得ながら、減農薬及び減化学肥料栽培や有機農業の推進を図るなど、安全で環境に優しい農産

物生産体制の確立に努める。また、農業体験等を通じて、豊かな感性を有する青少年を育成するなど、人づくりの場として農地を活用する。

なお、これら各施策の推進に当たっては、農林業の振興や担い手の確保及び育成並びに都市住民との交流活動の推進を通じて、美しい農山村風景の維持や活力ある農山村社会を形成することを目的として設置した財団法人きょうと京北ふるさと公社を積極的に活用することとする。

※ 「六次産業」：1次産業である「生産」、2次産業である「加工」、3次産業である「流通・販売」の3つの要素それぞれに総合的に取り組む事業形態を指す造語。1×2×3で「6」次産業となる。

イ 林業

林業をはじめとする木材関連産業は、京北地域における基幹産業であるとともに、森林の公益的な機能の維持増進の面からも、持続的な振興及び発展を図っていく必要がある。

これまでから、各種の施策を講じ、関係者の努力もあって、地元産材の供給体制の基盤づくりにおいて一定の成果を見たものの、林業等を取り巻く環境はこれにも増して深刻な状況であり、更なる施策の拡充が必要となっている。

今後は、これまでに整備した素材、銘木等の加工施設を核としながら、更に製材施設の拡充による効率化の推進を図るなど、地域産材の長期的で安定した供給体制の確立並びに木材の高付加価値化及び高品質化を推進するとともに、社会保障の拡充等を通じた就労環境の改善等の担い手の確保対策や、林業生産活動や森林の適正な保育及び管理の効率化を図るための高性能林業用機械導入や林道網の整備を行うこととする。

また、林業活性化策の一環として、新たに市内産木材を利用した木のぬくもりを感じる住空間の普及の推進や北山杉観光の拠点施設整備などの「京都市・京北町合併建設計画」で掲げた事業を全市域に展開していくこととしており、北山地域の拠点施設として整備された「京都北山杉の里総合センター」との連携をこれまで以上に深めながら、新たな需要の開発や木材加工及び流通体制づくりを図っていくこととする。

さらに、「道の駅・ウッディー京北」を核として、都市住民との交流や農林産物をはじめとする地域特産品の紹介や販売等を通じて、地域の活性化を図るとともに、森林を緑の空間として保全整備し、自然体験学習の場や新たな観光資源として活用を図るなど、森林の持つ多面的機能を生かした取組を進める。特に、京北地域の約268haの市有林を「合併記念の森」と位置付け、森林と林業のまち京北のにぎわいの拠点として、また21世紀の循環型社会を市民と共に構築していくための場所として整備を進めている。

なお、森林の活性化や低炭素の循環型社会の実現のため、木質エネルギーの原料とし

て間伐材等を無駄なく有効に利用することが求められていることから、間伐材を集積・搬出するための環境を整備し、木質ペレット・木炭・薪など木質資源（森林バイオマス）の利用を推進する。また、近年多発する鳥獣等による被害の軽減を図るため、引き続き、必要な被害防止対策を推進する。

ウ 水産業

内水面漁業の基盤となる溪流や清流の保全と漁業資源の増殖に努めるとともに、地域の観光資源を活用するなど他産業との連携を推進することにより、京北地域における遊漁の付加価値を高め、遊漁者数の増加とアユの新たな加工品開発を通じて、漁業所得の向上を図り、地域の活性化につなげる。

エ 商工業

現在の京北地域における商工業の展望としては、経営規模が零細であることや市内都心部に近く購買力が流出しやすいことなどから、事業所の経営は非常に厳しい状況にある。

今後、製造業については、本市施策の活用を図りながら、経営を担う人材の育成に係る支援や金融支援等の各種支援、経営相談等の取組を進めていくこととする。

また、木材加工関連業については、林業振興や観光、道路網の整備等に係る施策の推進等に伴い、地域のブランド力の向上や都市部との交流の促進が望めるため、経営状況の一定の改善が期待される場所である。

商業については、過疎地域においてとりわけ高齢者等が安心して暮らせる地域商業が求められるとの観点から、地域商業の衰退を来さないよう、各事業所に消費者ニーズを満足させるための努力を促すとともに、本市施策の活用を図りながら支援に努めることとする。

オ 観光及びレクリエーション

京都一周トレイル「京北コース」が、市内外から多くの観光客を惹きつける魅力的な観光資源として定着するよう、コースの維持・充実、PRに努める。また、史跡名勝地などの歴史的観光資源や、豊かな森林や清流などの自然的観光資源に加えて、京北の特産品等を生かした体験プログラムの充実などに取り組むことにより、京北ならではのエコツーリズム（※1）やグリーンツーリズム（※2）を推進する。

さらに、観光客等の受入体制の充実を図るため、当地域における各種観光情報等の発信機能や地域特産物の販売、休憩機能等を兼ね備えた「道の駅・ウッディー京北」を核として、必要に応じて観光標識等を整備するなど、観光案内サービスの充実を図る。

また、「京都市・京北町合併建設計画」に掲げられている国道162号、国道477号等における整備が順次実施されることにより、当地域までの交通の利便性は格段に向上するものと期待される。そうした状況も踏まえ、京北地域のみならず、多くの様々な歴史資源や自然資源を有する右京区や隣接する北区及び左京区の各地域等との連携を強化し、地域全体の魅力を高める取組を進める。

※1 「エコツーリズム」：自然環境に配慮しながら、自然に触れ、理解を深める観光

※2 「グリーンツーリズム」：農山村で文化、歴史、自然等に触れる滞在型の観光

(3) 計画

事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
基盤整備 林業	林道開設(2路線) 広域基幹林道改良(1路線)	森林組合 京都府、京都市	
地場産業の振興 生産施設 加工施設	パイプハウス導入整備等事業 農産物処理加工施設整備事業 木材加工施設整備等事業	農業協同組合 きょうと京北 ふるさと公社 森林組合	
過疎地域自立促進特別事業	木質資源利用推進事業	森林組合等	

〈参考 京都市・京北町合併建設計画に掲げられた事業〉

事業名
<ul style="list-style-type: none"> ○合併記念の森創設 ○合併記念農林業振興イベント ○林業活性化対策 <ul style="list-style-type: none"> ・木材製材施設等の整備 ・柚人の工房事業 ・北山杉の里整備 ・林道・作業道整備等 ○道の駅整備 ○京都一周トレイルコースの延伸 ○観光案内標識等の整備

3 交通通信体系の整備, 情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

ア 道路網の整備

京北地域の交通道路網の動脈である国道162号は、市内中心部と日本海を結ぶ最短距離の路線であるが、急なカーブや幅員が狭いなど通行に支障を来している箇所が多く、円滑かつ安全な走行を図るうえで早急な改良が必要になっている。

平成10年に難所であった中川バイパスが完成し、平成19年には周山道路（バイパス）についても全線の供用が開始されるなど、これまで一定の進展を見たものの、一層の市内中心部との一体感を図るうえでも、長年の地域住民の願いでもある栗尾峠区間のトンネル整備の早期完成が強く望まれている。

また、国道477号についても、京北地域と他の市北部地域を結ぶ主要道路であり、国道162号と共に地域住民にとって重要な基盤道路であるが、これについても一部の箇所で幅員が狭いなどの課題があり、整備を要する。

さらに、府道や市道等の道路網についても、これまでから順次、整備が進められてきたが、一部で整備が十分でない箇所もあり、引き続き整備を要する。

イ 情報通信網の整備

京北地域は山間部に位置しており、都市部に比べて情報通信網の整備が進まないため、ブロードバンド（高速インターネット）の利用や携帯電話の通話ができない地域が多かったが、本市及び旧京北町において、高速インターネットも可能な移動通信用鉄塔施設（携帯電話基地局）を13基整備するとともに、携帯電話事業者による自主整備も進んだことにより、都市部との情報格差は改善してきている。

しかしながら、携帯電話を利用できない地域が一部残っており、更なるサービスエリアの拡大が必要である。

また、地上波テレビ放送については、国において、デジタル放送への移行が進められており、デジタル放送の受信が困難な京北地域では、アナログ放送の終了（平成23年7月）までに、共聴施設の改修・新設が必要であるが、住民の負担を軽減するため、国の補助制度（辺地共聴施設整備事業）を活用した本市の支援制度を実施している。

消防及び防災無線については、無線中継基地局及び地域防災無線端末等の整備を行った結果、大部分で十分なネットワーク化を図れているものの、広範囲かつ起伏の多い地形等の条件も相まって、一部確実な通信状態の確保が困難な地域が残っている状況である。また、消防救急無線のデジタル化への対応についても、デジタル方式の特性を踏ま

えた確実な通信体制の確立に努める必要がある。

ウ 交通の確保

京北地域には鉄道がないことから、これまで住民の主要な公共交通機関は路線バスの運行に依存してきた。路線バスは、昭和12年に開通した国鉄バス（昭和63年に西日本ジェイアールバスに改称）をはじめ、昭和24年からは京都交通バスが運行し、通学や生活の足として重要な役割を果たしてきたところである。

しかし、過疎化の進行等に伴い、民間バス会社が運行本数の削減や一部路線の廃止を行ったことにより、平成2年からは町営（旧京北町営）バスの運行を開始し、路線数も平成13年までの間に計6路線に拡大してきたところである。

町営バス事業は、京都市への編入合併の際に財団法人きょうと京北ふるさと公社へ引き継がれ、引き続き住民の日常生活を支える交通手段として大切な役割を果たしている。しかし、人口の減少や自家用自動車の普及等によりバス利用者が年々減少傾向にある。

(2) その対策

ア 道路網の整備

過疎地域における交通体系の整備については、産業振興や地域間の交流等を進め、地域の自立促進を図るうえで必須の要件である。このため、京北地域と市内中心部や本市の他の北部山間地域との連携強化を図るため、幹線道路等の整備を推進する必要がある。

具体的には、幅員が狭いなど通行に支障を来している箇所が多い国道162号については、既に事業実施している右京区川東区間の道路拡幅等の早期完成を目指すとともに、栗尾峠区間の道路改良（栗尾トンネル）や右京区高雄区間の道路改良に取り組むこととし、また、国道477号についても既に事業実施している左京区大布施区間の道路拡幅（鎌倉バイパス）等に取り組むなど、「京都市・京北町合併建設計画」に掲げたこれらの事業を着実に進めていくことにより、交通の利便性の向上を図ることとする。

また、府道についても、「京都市・京北町合併建設計画」に掲げる京都広河原美山線の道路改良（二ノ瀬バイパス）、西陣杉坂線の道路改良等に順次取り組むこととしている。

さらに、京北地域は、路線バス以外に他の交通手段がないこともあり、自動車保有台数（軽自動車を含む。）が人口10人当たり約8台と本市の平均台数と比べ約2倍と非常に多く、通勤、通院、買物など住民生活の維持と利便性等を確保する観点から、各集落間の円滑な移動ができるよう、市道の整備に取り組む。

イ 情報通信網の整備

携帯電話が利用できない地域の解消に向け、携帯電話事業者に移動通信用鉄塔施設の自主整備を要望するとともに、事業者による整備が難しい地域では、国の財政措置を伴う事業（移動通信用鉄塔施設整備事業）の実施に事業者の参画が得られる場合には、本市が移動通信用施設の整備に取り組むこととする。

また、地上デジタル放送への移行については、共聴施設の改修・新設を支援するため、引き続き、国の補助制度（辺地共聴施設整備事業）を活用した本市の支援を実施する。

さらに、消防及び防災無線については、京都市災害対策本部等と京北地域との迅速かつ的確な情報の収集及び伝達を可能とするため、高度情報化に対応した消防防災通信ネットワークを構築したものの、一部確実な通信状態の確保が困難な地域が残っているため、その解消を図るとともに、消防救急無線のデジタル化移行を確実に実施する。

ウ 交通の確保

京北地域における公共交通機関は路線バスのみ reliant しており、路線バスは、通学、通勤、通院、買物等の住民生活の足として日常生活に欠かすことのできない重要な交通手段となっている。

とりわけ、旧京北町から財団法人きょうと京北ふるさと公社に引き継がれたバス事業については、京北地域における様々な自治活動、福祉活動、経済活動等をはじめとする諸活動を支える重要な基盤であるとともに、観光客をはじめとする都市部からの流入者の移動手段の一つとして、都市部との交流の一翼を担う重要な事業であることから、本市としても必要な支援を行っていく。

なお、当バス事業の運営に当たっては、現状ではバス利用者が年々減少傾向にあることを踏まえ、今後、住民の利便性を考慮しつつ、より効率的な運営形態等について検討を行うなど、公共交通サービスの維持に努める。

(3) 計画

事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
市道 道路 橋りょう	道路舗装(10路線) 橋梁改良(1箇所)	京都市 京都市	
林道	林道開設(2路線) 広域基幹林道改良(1路線)	森林組合 京都府, 京都市	再掲 再掲
電気通信施設等情報化のための施設	移動通信用鉄塔施設整備 共聴施設整備	京都市 京都市	
過疎地域自立促進特別事業	京北ふるさとバス運行事業	きょうと京北 ふるさと公社	

〈参考 京都市・京北町合併建設計画に掲げられた事業〉

事業名
○消防指令システムの整備
○防災情報システムの整備
○林業活性化対策
・林道・作業道整備等
○幹線道路等整備
国道162号整備
・栗尾峠区間の道路改良(栗尾トンネル)
・川東拡幅(第1工区, 第2工区)
・高雄道路改良
・周山道路改良
国道477号整備
・大布施拡幅(鎌倉バイパス)
・津ノ橋橋梁改良
府道整備
・京都広河原美山線道路改良(二ノ瀬バイパス)
・京都広河原美山線道路改良(鞍馬北工区)
・京都日吉美山線道路改良(赤坂工区)
・西陣杉坂線道路改良
・佐々江下中線道路改良
・塔下弓削線道路改良
市道整備
・大原花脊線道路改良

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道の整備

京北地域の水道については、「京北地域水道事業」として簡易水道7事業、飲料水供給施設2事業により供給している。水道普及率は99.4パーセントであり、一部の給水困難地域を除き、ほぼ充足している状況にある。

しかし、施設の老朽化及び生活様式の変化に伴う使用水量の増加により、安全な水道水の安定した供給の確保が課題となっており、再整備事業を実施している。

(水道施設の状況)

水道名	事業認可	計画給水量 (単位：m ³ /日)
黒田簡易水道	昭和43年9月	99.9
	(平成19年4月)	(174.0)
京北北部簡易水道	平成10年3月	198.0
京北中部簡易水道	昭和58年2月	963.8
弓削簡易水道	昭和52年12月	523.0
	(平成19年4月)	(932.0)
京北西部簡易水道	昭和54年6月	282.4
熊田簡易水道	昭和46年12月	30.0
細野簡易水道	昭和52年6月	126.0
灰屋飲料水供給施設	昭和50年6月	11.7
余野飲料水供給施設	昭和51年4月	12.3

※ () 内は再整備に係る変更認可の年月及び計画給水量である。

※灰屋飲料水供給施設は再整備事業により黒田簡易水道に統合される予定である。

※飲料水供給施設は、水道法に基づく認可申請を必要としないため、届出年月を記している。

イ 下水処理対策

し尿や生活雑排水等の処理対策としては、桂川上流端の地域として河川環境や下流域に及ぼす影響を考慮し、これまでから特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置整備事業の3つの手法により、京北地域の水洗化が進められてきた。特定環境保全公共下水道事業にあつては平成16年度に、農業集落排水事業にあつては平成15年度に、既に建設工事が完了し、両事業の対象外の地域については合併処理浄化槽の設置を進めているが、平成21年度末時点で水洗化率は7割に満たない状況である。

ウ 消防防災対策

京北地域は、広大な面積を有しているうえ、集落も広範囲に散在し、市街地からの消防隊等の到着に時間を要する地域であるため、各集落単位における消防防災体制の施設整備の充実強化が、住民の生命及び財産を守るうえで欠くことのできない課題である。特に、これまでから消防団が、地域防災のかなめとして中心的な役割を果たしてきたことを踏まえ、順次装備品の更新及び整備を行っているものの、経年の使用により、更新を要する車両等が多く引き続き更新整備を実施する必要がある。

(消防施設等の現況)

施設区分	設置	備考
救急自動車	1台	京北消防出張所
消防ポンプ自動車	8台	京北消防出張所1台、消防分団7台
小型動力ポンプ付積載車	12台	
小型動力ポンプ付軽積載車	7台	
小型動力ポンプ	12台	
防火水槽	179基	公設のみ 私設は14基

(平成22年4月1日現在)

(2) その対策

ア 水道の整備

水道は、住民の日常生活や産業活動に欠かせない極めて重要な生活基盤施設である。今後とも、安全な水道水の安定的な供給体制の確保を図るため、簡易水道施設等の更新や統合による再整備事業を実施する。

また、独立採算による運営が困難な状況にあることを踏まえ、再整備事業の実施に当たっては、優先的に整備すべき施設を選定し、効率的な統合整備の方法等について検討することとする。

イ 下水処理対策

住民の健康で快適な生活環境の確保や、京北地域及び下流域における水環境の保全等を図るため、住民の理解を得ながら、水洗化率の向上に努める。

ウ 消防防災対策

京北地域の地理的状況を考慮しながら、消防隊及び消防団の車両及び装備の整備など

消防力を強化するとともに、救急救命体制をより強化するために、消防ヘリコプターが24時間離着陸可能な離着陸場を整備し、救急搬送に要する時間の短縮を図る。

さらに、大地震等の災害時において、防災活動や避難の拠点となる公共施設の耐震化や緊急に必要な物資等の備蓄体制の整備を進めるなど、災害時における住民の安心と安全の確保を図るとともに、自助及び共助の観点から、地域住民自らが連帯協同して防火及び防災活動を行う自主防災組織の設置及び育成指導を行うなど、災害に強い地域づくりを目指す。

(3) 計画

事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
水道施設 簡易水道	簡易水道施設等の再整備事業	京都市	
消防施設	消防隊等車両整備 消防団車両整備 消防ヘリコプター離着陸場整備 防火水槽整備	京都市 京都市 京都市 京都市	

〈参考 京都市・京北町合併建設計画に掲げられた事業〉

事業名
○京北地域における水道施設再整備
○京北地域に隣接する京都市周辺地域における地域水道整備
○京都市周辺地域における下水処理対策の推進
○消防隊等車両整備
○消防団車両整備
○消防水利整備
○防災対策（災害備蓄品の整備）
○自主防災組織の設置運営

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者福祉

平均寿命の伸びと若年層の流出により、京北地域の人口構成に占める高齢者比率は急速に上昇し、平成17年の国勢調査で34.0パーセントと全国平均の20.1パーセントを13.9ポイント上回る数値となっている。

今後、更に高齢者の中でも75歳以上の後期高齢者が多くなることから、寝たきりや一人暮らしの高齢者の増加等に対応するため、医療及び援護施策、生きがいつくり、雇用の確保等高齢者のための総合的な施策を実施することが京北地域にとって重要な課題である。

(高齢者人口の状況)

区 分	構成比 (%)	人 数 (人)
65歳以上人口	34.5	2,134
70歳以上人口	27.1	1,680
80歳以上人口	12.5	773
90歳以上人口	2.1	129
要支援・要介護認定者数	—	481

(平成21年10月1日現在)

イ 障害者福祉, 児童福祉等

合併後、京北地域では、福祉行政の協力者として、民生委員及び児童委員に加え新たに老人福祉員等を配置し、地域福祉を推進しており、また右京区社会福祉協議会とも連携を図りながら、前述の高齢者福祉施策をはじめ、障害保健福祉施策、児童福祉施策及び生活保護等福祉施策を展開している。

障害者手帳の所持者は638人（平成22年）であり、ホームヘルプ等の居宅生活支援費の支給や、障害者支援施設等の訓練等給付費の支給、身体障害、知的障害及び精神障害を対象とした地域活動支援センター（共同作業所型）の運営など各種施策を行っている。

また、京北地域では保育に欠ける児童を保育するため、4箇所（1箇所休所中）の保育所を整備している。

さらに、京北地域の生活保護世帯は37世帯（平成22年）で、近年、増加傾向にあり、引き続き、自立支援施策を推進する必要がある。

(民生委員及び児童委員並びに老人福祉員の配置状況)

(単位：人)

区 分	黒 田	山 国	弓 削	周 山	細 野	宇 津	計
民生委員及び児童委員	2	5	6	5	2	3	23
老人福祉員	2	3	3	2	2	2	14

(平成22年4月1日現在)

(身体障害者手帳の交付状況)

(単位：人)

視 覚	肢 体	聴覚・平衡機能	内 部	音声・言語	計
35	285	43	173	3	539

(平成22年3月31日現在)

(療育手帳の交付状況)

(単位：人)

A判定	B判定	計
31	29	60

(平成22年3月31日現在)

(精神障害者保健福祉手帳の交付状況)

(単位：人)

1級	2級	3級	計
1	26	12	39

(平成22年3月31日現在)

(児童福祉施設の現況)

保育所名	開設年月日	定員(人)	入所児童数(人)	備 考
ひかり保育所	昭和30年4月1日	30	29	常設
弓削保育所	昭和34年4月1日	60	58	常設
周山保育所	昭和55年9月1日	60	60	常設
細野保育所	昭和40年10月25日	休所中		へき地
計		150	147	

(平成22年4月1日現在)

(生活保護の状況)

世帯数(戸)	被保護人数(人)	保護率(%)
37	57	9.8

(平成22年4月1日現在)

(2) その対策

ア 高齢者福祉

高齢者福祉は地域の重要施策課題の一つであり、旧京北町時代から老人医療給付、在宅寝たきり高齢者介護施策及びデイサービス事業をはじめとする要援護高齢者施策並びに老人クラブ等の活動助成等の生きがいつくり施策を講じてきた。

合併後は、「京都市民長寿すこやかプラン（京都市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画）」に基づき、要援護高齢者の支援、介護サービスの質的向上、介護予防の充実、高齢者の社会参加の促進等の高齢者福祉施策の推進に、保健、医療及び福祉関係機関の連携により取り組んでいるところである。

今後は引き続き、「京都市・京北町合併建設計画」に基づき、介護保険サービスの充実を図り、介護サービス事業者が円滑にサービスを提供できるよう、住民のニーズや事業者の参入のための課題、障害等を的確に把握し、事業者の参入を促進していく。

介護サービスの質的向上については、サービス提供事業者による、より一層のサービスの質的向上を目指す取組への支援、利用者や家族のニーズの実現への取組など、関係団体との連携を更に強化しつつ、要介護者が住み慣れた地域において在宅介護サービスが受けられるようサービスの充実に努める。

介護予防の充実については、地域包括支援センターの取組を中心として、高齢者一人一人が、健康的な生活習慣を確立できるよう、健康づくりについての普及啓発や寝たきり等の要介護状態にならないための疾病予防に重点を置いた施策を推進する。

高齢者の社会参加の促進については、高齢者の多様性や自主性を十分に尊重し、老人クラブ活動への支援や様々な自主的グループの立ち上げとその活動支援を行う。

イ 障害者福祉，児童福祉等

地域福祉については、「京（みやこ）・地域福祉推進指針」に基づき、住民・公共的団体・行政の協働により、福祉課題の解決を図り、誰もが安心して健やかに暮らすことのできる地域づくりに取り組むことを目指している。

障害保健福祉施策については、「支えあうまち・京（みやこ）のほほえみプラン（京都市障害保健福祉推進計画）」に基づき、人権の尊重と理解及び協働の促進、相談支援及び情報提供や福祉サービスの充実を図るとともに、教育及び育成のための施策の展開、雇用及び就労の促進と経済的支援等を行うこととする。

児童福祉については、「京都市未来子どもプラン」に基づき、子育て支援の一環として、母子保健及び医療、教育等と共に総合的かつ効果的に進めることとする。

市営保育所については、核家族化の進行や共働き世帯の増加等によって、保育を取り巻く状況が大きく変化しているため、良質で満足度の高い保育サービスを効率的・継続的に提供できるよう、そのあり方を検討していく。また、「京都市・京北町合併建設計画」に基づき、少子化が進む中、家庭の役割を補完し、社会全体で子育てを支援し、子どもを安心して産み育てる仕組みづくりを進めるため、地域で子どもを見守るネットワークを構築する。

生活保護については、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的として実施する。

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

京北地域には、公営病院及び4つの診療所がある。これらは、合併に伴い、旧京北町において設置していた京北町国民健康保険直営京北病院を京都市立京北病院として、京北町国民健康保険直営黒田診療所等を京都市黒田診療所等として引き継いだものである。また、京北町国民健康保険直営京北病院に併設されていた訪問看護ステーションについても、京都市立京北病院の事業として併せて引き継ぎ、事業を実施している。

その他に開業医院が1箇所ある。また、歯科医院については、4箇所ある。

京北地域は、面積が広範で集落が散在しており、集落を結ぶ道路網整備等が十分でなく、加えて、外来患者の高齢化や要介護高齢者の増加により、病院への通院手段の確保が課題となっている。

また、京都市立京北病院については、医療スタッフの確保等の課題も抱えている。

(2) その対策

京都市立京北病院では、4診療所と共に京北地域において医療を提供するほか、右京保健センターや京都市立病院等とも連携し、医療スタッフの確保に努めていくとともに、高齢者を中心とした地域住民が必要とする保健、医療及び福祉サービスを提供していく。また、自力で通院することが困難な高齢者等の通院手段を確保するため、車いすリフト付き車両による送迎を行う。

高齢社会の進展に伴い、疾病の予防及び日常の健康意識の高揚が重要な課題であり、右京保健センターを中心として、住民に対する健康意識を高めるための啓発や健康相談、きめ細かい健康診断等により、疾病の早期発見と早期治療のための指導等を実施していくこととする。

(3) 計画

事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
過疎地域自立促進特別事業	京北病院通院患者等送迎事業	京都市立病院 機構	

〈参考 京都市・京北町合併建設計画に掲げられた事業〉

事業名
○久多診療所の整備

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育環境の整備

京北地域においては、過疎化の進行に伴い、児童及び生徒数は年々減少傾向にある。平成21年の児童数及び生徒数は、旧京北町が発足した昭和30年当時と比べると5分の1にも満たない状況であり、人口推移から見ても、若年層の流出等による出生人数の減少によるものと考えられる。このような状況の下、小学校における適正規模での義務教育の推進、さらには良好な教育環境の下での健全な児童及び生徒の育成を図るため、旧京北町では、平成11年4月に6校を3校に統合するとともに、京北第一小学校及び京北第二小学校の建て替え工事を行う等必要な教育関連施設の整備を進めてきた。

合併後は、「京都市・京北町合併建設計画」に基づき、平成17年度に、普通教室へのパソコンと校内LANシステムを整備するとともに、平成18年度には、小学校及び中学校の普通教室の冷房化を実現した。

(児童及び生徒数の推移)

(単位：数・人)

	小学校			中学校		
	学校数	学級数	児童数	学校数	学級数	生徒数
昭和30年	12	54	1,415	3	18	759
昭和35年	10	56	1,518	2	14	587
昭和40年	8	51	1,104	2	18	638
昭和45年	8	42	893	2	15	470
昭和50年	8	40	644	2	11	414
昭和55年	8	42	641	2	9	293
昭和60年	8	40	528	2	10	318
平成2年	8	38	487	2	9	267
平成7年	7	34	505	2	10	272
平成10年	7	33	481	2	9	259
平成15年	3	22	375	1	8	229
平成17年	3	20	318	1	7	219
平成21年	3	18	264	1	7	156

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

※ 平成10年度までの小学校及び中学校の学校数には、休校となっていた黒田小学校芹生分校及び周山中学校芹生分校が含まれており、これらは、平成11年4月に廃校となった。

イ 生涯学習の推進等

京北地域における生涯学習については、老人クラブ等の社会教育関係団体等の組織がそれぞれの目的をもって活動を展開する中で、京北自治振興会やその支部などが中心となり、住民のコミュニケーションや教養を深めるための活動が行われている。

近年、生涯学習社会の構築が重要となっているが、学びに対する関心は多様化しており、個人の生涯学習に役立つ様々な情報や学習機会の提供のほか、地域住民の自主的かつ主体的な活動の拠点が求められている。そこで、ソフト面の充実と併せて、活動拠点の整備が極めて重要となるが、京北地域の施設は、老朽化したものが多く、十分な機能が果たされていない。

また、健康への関心の高まりや余暇時間の増大による地域住民のスポーツやレクリエーション活動への要求にこたえる必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育環境の整備

今後、引き続き、教育効果の高い学校教育を受けることができるための教育関連施設の整備を本市水準に基づいて行い、過疎地域に住むことが教育を受けるうえで不利とならないようにする。

イ 生涯学習の推進等

本市では、京都市生涯学習総合センターを設置しており、市民の生涯学習については、同センターにおいて広く市民全般を対象とした各種事業を実施している。今後、京北地域の住民についても同センターの更なる利用促進を図り、同センターにおいて生涯学習の推進を図る。また、京北地域を担当する生涯学習アドバイザーやインターネットなどを通して、より多様な生涯学習の場の案内や情報を発信するとともに、京北ふれあいセンターなどを活用した地域における生涯学習の振興を図っていく。

また、京北地域の住民が自主的に文化事業等に係る発表や会議を行うなど、多目的に利用できるような場の確保を図る。

さらに、京北体育振興会を中心として、既存のスポーツ施設、学校施設等を活用し、地域スポーツの振興を図っていく。

〈参考 京都市・京北町合併建設計画に掲げられた事業〉

事業名
○小・中学校の全普通教室等冷房化
○小・中学校の全普通教室等におけるパソコン及び校内LAN整備
○生涯学習センター（仮称）整備

8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

京北地域は、良好な自然環境や貴重な歴史、文化に恵まれた地域であり、現在でも、貴重な文化財や遺跡が数多く残っている。

福德寺と中道寺には重要文化財に指定されている4体の仏像があり、常照皇寺には重要文化財に指定されている仏像と天然記念物に指定されている九重桜がある。その他、旧京北町指定文化財であり本市指定文化財となった上中城址などがある。

また、山国隊軍楽、矢代田楽や小塩の上げ松といった府指定（登録）無形民俗文化財、丹波音頭などの地域に根差した伝統芸能や行事も多く存続している。

さらに、近年、詩吟、和太鼓等の文化的なグループ活動も活発化してきており、新しい文化として地域に定着している。

これら京北地域独自の伝統文化等を地域の活性化に生かすことが重要であるが、近年、これらの保全は、それに要する経費等の理由から難しい状況にあり、とりわけ、伝統芸能や民俗芸能等については、継承者の確保等の課題がある。

(2) その対策

貴重な文化財等を将来に受け継ぐため、文化財保護法、京都市文化財保護条例等に基づき、その保存及び活用のため必要な措置を講じるとともに、これらの文化財等を歴史的観光資源として積極的に活用する。

また、伝統芸能等については、本市文化ボランティア制度を活用し、文化芸術活動に機会があれば参加したい又は楽しみたいと考えている人に対して京北地域の伝統芸能等を紹介し、これらのボランティアを活用して行事の運営を支援するなどの取組を進め、伝統芸能等の保存を図る。

さらに、これらの京北地域独自の伝統文化を地域内外に紹介し、京北地域のイメージを高めるとともに、京北地域と他の地域の住民との交流を促進し、地域の活性化を図る。

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

現在まで集落挙げての離村はないが、人口の減少に伴い、共同体としての集落の機能が低下した状況が一部で見られる。また、京北地域には規模の小さな集落が多く、このような集落の維持が今後の課題である。

(世帯数別集落の状況)

(単位：数・人)

区 分	平成7年度		平成12年度		平成17年度	
	集落数	人 口	集落数	人 口	集落数	人 口
5戸以下	4	28	4	27	4	26
6～10戸	1	27	2	54	2	52
11～20戸	14	679	13	602	12	500
21～30戸	11	917	13	1,032	13	975
31～50戸	21	2,918	17	2,244	21	2,525
51～80戸	7	1,543	9	1,774	9	1,644
81戸以上	3	968	3	953	2	535
計	61	7,080	61	6,686	63	6,257

資料：国勢調査（集落単位は国勢調査における表章単位）（各年10月1日現在）

(2) その対策

集落の機能の確保を図るため、集落と集落を相互に結ぶ道路等の維持や整備に取り組み、各集落間の連携と交流の強化を図る。

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

京北地域は、本市との合併による地域イメージの変化や、道路整備による交通の利便性の向上に伴い、従来に比べ開発行為等の土地利用転換がなされる頻度が高まると想定されるが、都市計画区域には指定されていないこと等により開発行為等の規制が不十分な状況にあった。

このため、学識経験者や地元住民の方々等で構成する「京北地域の土地利用の規制・誘導のあり方に関する検討会」(平成17年8月設置)での検討を経て、「京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例」(平成21年1月1日施行)を制定するなど適正な土地利用や建築物の安全性等を確保するための規制の充実を図った。

(2) その対策

今後は、現行制度下での土地利用等の状況を鑑みつつ、必要に応じて新たな規制の制定も含めた検討を行い、引き続き京北地域における適正な土地利用の誘導、建築物の安全性等の確保に努める。

※事業計画（平成22年度～平成27年度）

区 分	事 業 名	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備 林業	林道開設（2路線）	森林組合	
		広域基幹林道改良（1路線）	京都府, 京都市	
		(4) 地場産業の振興		
	生産施設 加工施設	パイプハウス導入整備等事業	農業協同組合	
		農作物処理加工施設整備事業	きょうと京北 ふるさと公社	
		木材加工施設整備等事業	森林組合	
	(9) 過疎地域自立促進特別事業	木質資源利用推進事業	森林組合等	
2 交通通信体系の整備, 情報化及び地域間交流の促進	(1) 市町村道 道路 橋りょう	道路舗装（10路線）	京都市	
		橋梁改良（1箇所）	京都市	
		(3) 林道		
	林道開設（2路線）	森林組合	再掲	
		広域基幹林道改良（1路線）	京都府, 京都市	再掲
	(5) 電気通信施設等 情報化のための施設	移動通信用鉄塔施設整備	京都市	
		共聴施設整備	京都市	
	(9) 過疎地域自立促進特別事業	京北ふるさとバス運行事業	きょうと京北 ふるさと公社	
	3 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道施設等の再整備事業	京都市
(4) 消防施設				
消防隊等車両整備		京都市		
消防団車両整備		京都市		
消防ヘリコプター離着陸場整備		京都市		
防火水槽整備		京都市		
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	京北病院通院患者等送迎事業	京都市立病院機構	